

## 平成30年度 審判規則委員会の基本方針について（確定版）

（公財）日本中体連バレーボール競技部審判規則委員会

本競技部における審判規則委員会の活動方針を明確にし、各都道府県中体連バレーボール部所属審判員の資質向上と、円滑な大会運営のため、「基本方針」と「方針達成のために」を審判規則委員会において確認した。

### ＜基本方針＞

1. 審判員に対してルール及びその取り扱いに関するより一層の理解と、公正・公平な立場での正確なルールの適用を求めていく。また、大会運営全般に携わる技量を身につけ、緊迫した場面であっても、冷静且つ迅速な判定ができるようメンタル面での強化を図っていく。
2. 新たな審判員の発掘と育成に努める。また、審判に関わる生徒役員の「育成・指導マニュアル」の修正・更新を継続して行い、全国的に統一した対応が出来るよう、その普及・活用に努める。
3. 円滑な大会運営のため求められるレフェリングについて周知徹底を図り、選手育成を含めた指導普及に努める。また、副審の責務についてその重要性を自覚し、適切に判定できるよう強化を図っていく。
4. 審判員に対して、役員・競技参加者（チーム・スタッフ及び選手）に対する言動に十分注意するよう促し、相互の信頼関係を築くことができるよう求める。また、暴力・威嚇行為等の体罰に対して、その根絶に努める。
5. JVAの「ソーシャルメディアの使用に関するガイドライン」に沿って、情報発信者は常に良識的で誠実かつ慎重な発信が求められることについて周知し、その徹底のための指導に努める。

### ＜方針達成のために＞

1. 判定に際しては毅然とした態度をとり、競技参加者・観衆等に不信感を与えない、教育的な配慮をもったレフェリングを行う。（特に、マナー・コントロールについては、審判団全員の問題として適切に対応する）  
また、現在求められているレフェリング内容についても、競技参加者に理解されるよう積極的に普及に努める。（特に、修改正点についての理解を深め、広く伝達していく使命を果たすよう努力する。）  
  
一方、監督・コーチ等による、生徒に対する暴力行為・威嚇行為等は、その試合中だけでなく試合開始前・終了後の発生に対しても厳しく監視し、大会委員長・競技委員長等と連携をとり、正しく対処する。
2. 上級審判員だけでなく、すべての審判員が多くの研修・経験を積み、大会運営の中での審判員の位置づけを自覚し、試合に臨む。また、各大会において判定基準等が統一された試合運営を心がける。  
中学生の大会だけに通用する審判員ではいけない。一般から小学生まで、すべてのカテゴリーで審判できることが大切である。（特に、各ブロックにおいて活動機会を広げるための働きかけ等を行うよう努力する。）
3. ゲーム全体を通した流れを大切に、公正な判定を下せるよう全力を尽くし、試合運営にあたる。  
特に、主審は、ネット近くに細心の注意を払い、起こりうる反則の種類を予測し、的確に判定する。  
また、副審は、「ラリー中に副審がホイッスルしなければならない事象（責務）」において、正しく判定し主審の補佐ができるよう心がけると同時に、ラリー間のベンチコントロールや「試合中の手続き」の手順及び取り扱いを十分理解し、スムーズに行えるようにする。
4. 生徒役員の育成のための研修会を開き、中学生がルールを正しく理解し、生徒役員としての任にあたるように指導する。  
また、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒役員の意欲や自主的、自発的な行動を促すなど、任務にあたった生徒役員が、「やってよかった」という達成感・充実感を得られる対応を心がける。
5. 上級審判員（名誉審判員を含む）や上級判定員は、次期後継者の育成にも責任を持ち、指導にあたる。